

令和5年度 奨学金制度等の
説明会

大阪府 私立高等学校
授業料無償化制度について

枚方市教育委員会 学校教育部
教育支援室 児童生徒支援課

はじめに

- ・令和6年度、高等学校等に入学する生徒に対しての詳細は現在(令和5年5月31日)発表されていませんので、令和5年度における本制度の説明になります。
- ・**本制度の申請は**高等学校等への**入学後**になります。
- ・国及び大阪府の制度になりますので、詳細等については以下を参考にしてください。

大阪府HP	URL	
私立高校生等に対する授業料支援について	https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/index.html	
お問い合わせ先	電話	FAX
進路選択支援相談窓口 (枚方市)	072-844-8788	072-844-8799
府民お問合わせセンター ピピっとライン	06-6910-8001	06-6910-8005
大阪府教育庁 私学課	06-6941-0351 (代)	06-6210-9276

説明の流れ

- 1.本制度の概要について
- 2.全日制高等学校、専修学校等(子どもの人数等により、違いあり)
- 3.通信制高等学校等(子どもの人数により、違いなし)
- 4.制度の詳細について
 - ①**年収**について
 - ②**子どもの人数**について
 - ③**支援期間**等について
 - ④**単身赴任世帯**について
 - ⑤**補助金や授業料の振込**等について
- 5.大阪府育英会について
- 6.個別の相談について

進路選択支援相談窓口の紹介(枚方市)

1. 本制度の概要

- ・ 国の制度と大阪府の制度を合わせて、授業料が無償又は、一部負担となる制度です。（返還義務なし）
- ・ **対象は授業料等のみ**です。
- ・ 補助金は**子どもの人数と年収によって変わります**。
 - ※ 年収はめやすです。（父母どちらかが働く4人世帯を想定）
計算方法の詳細については、後ほど説明します。

1. 本制度の概要

- ・対象校は大阪府内の全日制、通信制、専修学校など

※ 対象校については下記のURLにて、ご確認ください。

「私立高校生等就学支援推進校の一覧」

https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/suishinkou_koukou.html

- ・受験生と保護者全員が大阪府内に在住

※ 単身赴任など例外あり。詳細については、後ほど説明します。

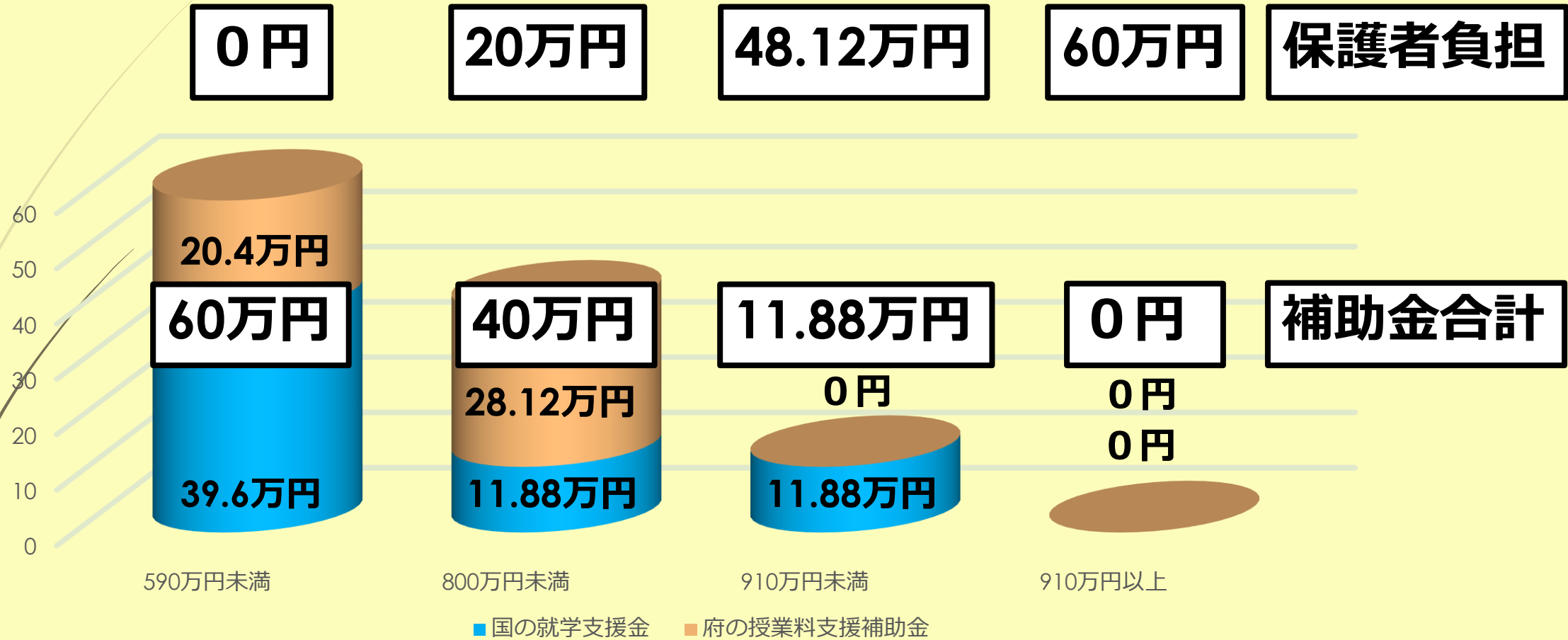
※ **国の制度のみ活用する場合はこの限りではありません。**

(大阪府在住で他府県に進学等)

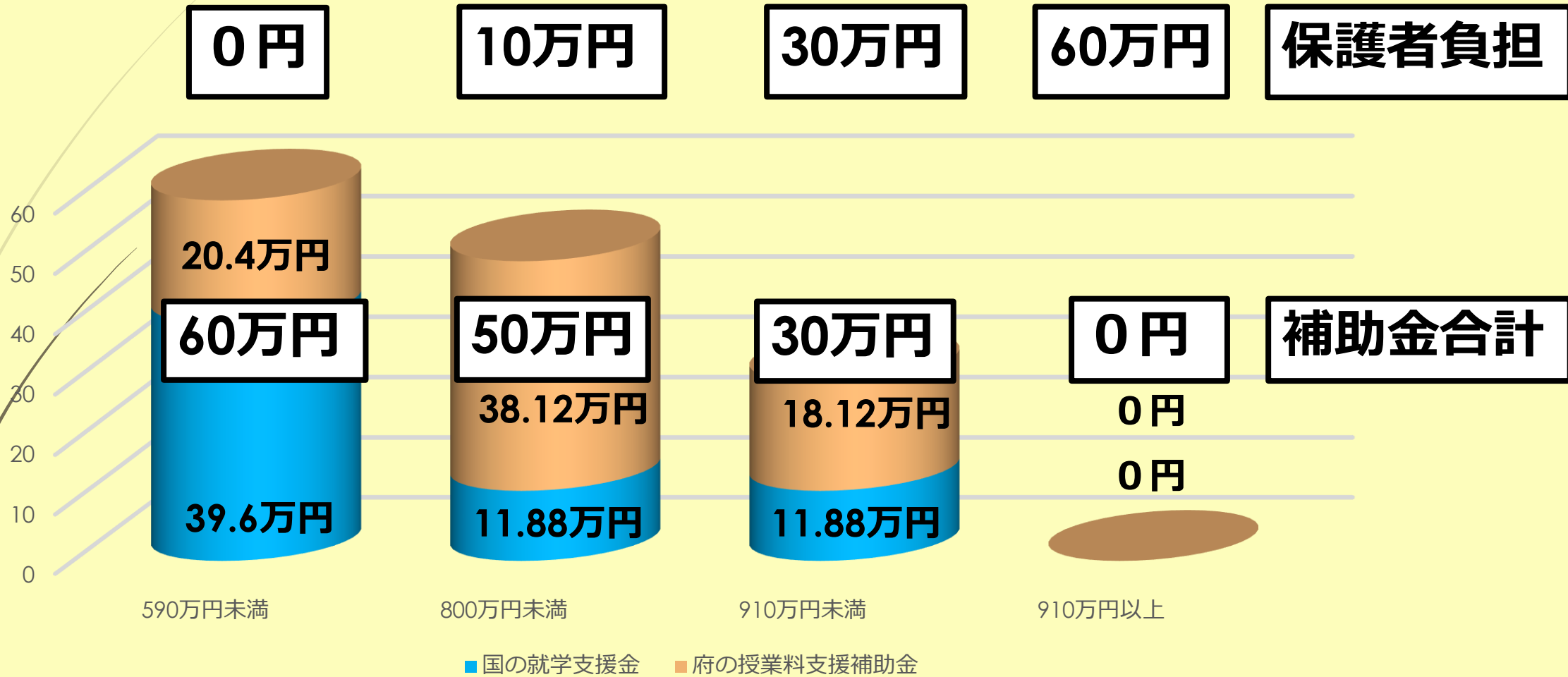
2. 全日制高等学校、専修学校等について

- ・ **子どもの人数別に3パターン** 紹介します。
- ・ **年収については以下の4項目**に分かれます。
 - ①「年収が590万円未満」
 - ②「年収が590万円以上800万円未満」
 - ③「年収が800万円以上910万円未満」
 - ④「年収が910万円以上」
- ・ 授業料は60万円を想定しています。

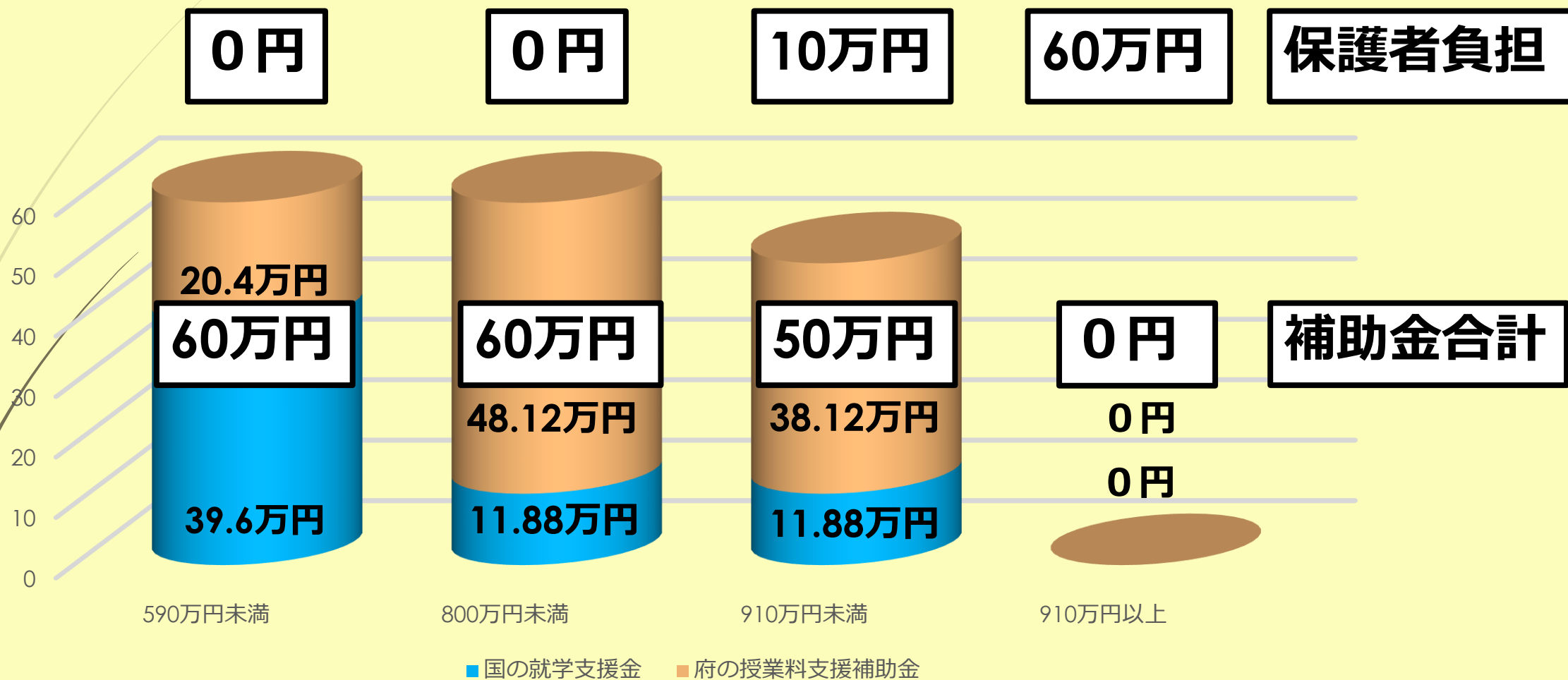
① 子どもが1人の世帯の場合



②子どもが2人の世帯の場合



③子どもが3人以上の世帯の場合



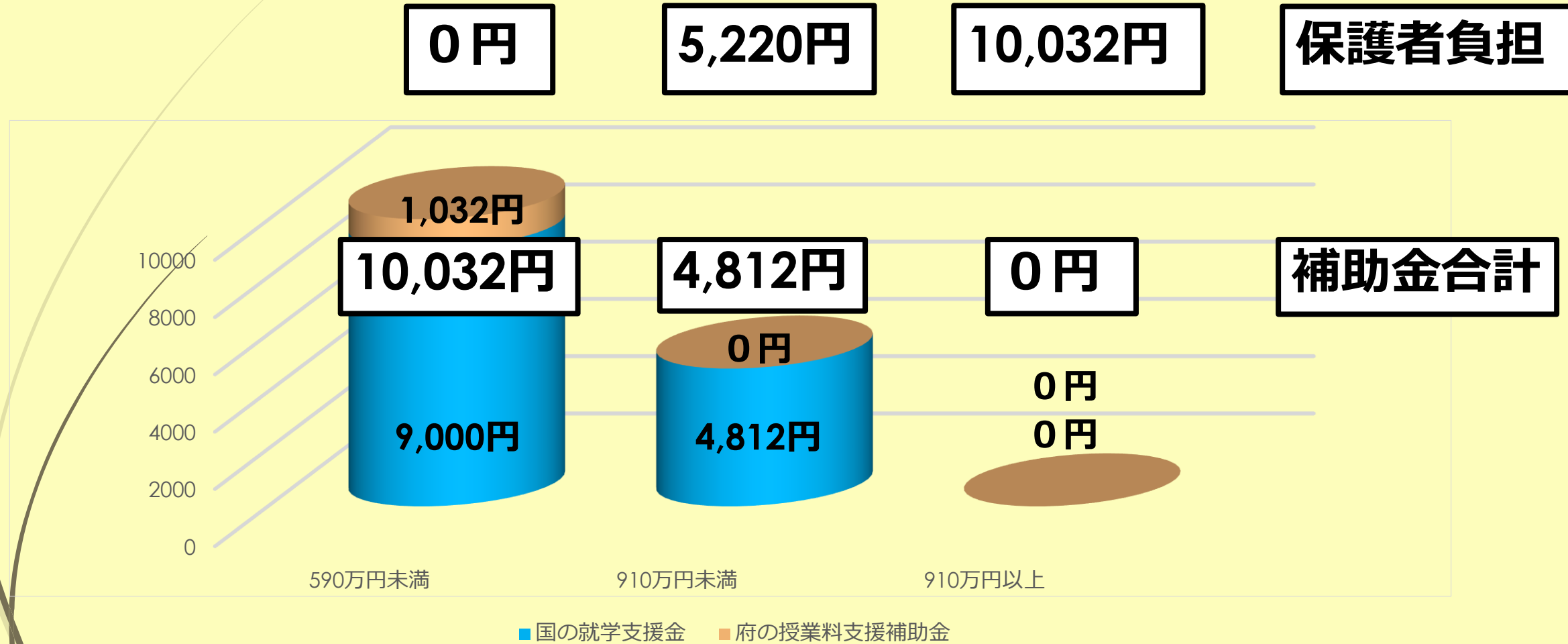
2. 全日制高等学校、専修学校等のまとめ

- ・「**年収が590万円未満**」は60万円の補助。**(授業料無償)**
- ・「年収が590万円以上、910万円未満」は子どもの人数により、補助金が変わります。
- ・「**年収が910万円以上**」は補助金なし。
- ・授業料の超過分(60万円以上)について、
「年収が800万円未満の世帯」は高等学校等が負担します。
- ・授業料が60万円を超えない場合については、その授業料が上限となります。

3.通信制高等学校について

- ・**子どもの人数によって**、補助金は**変わりません**。(1パターンのみ紹介)
- ・**年収によってのみ**補助金が**変わります**。(年収は3項目)
- ・授業料は1単位あたり10,032円を想定しています。
(年間の施設設備費が3万円)
- ・授業料の超過分(10,032円以上)について、「年収が590万円未満」は高等学校等が負担します。
- ・授業料が想定額を超えない場合については、その額が上限となります。

3.通信制高等学校について



4. 制度の詳細について

① 年収について

- ・これまでの説明で年収によって、補助金が変わると説明しましたが、**年収はめやす**です。
- ・「**課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額**」により補助金は変わります。**(保護者全員の合計)**
- ・マイナンバーカードを発行している場合は「マイナポータル」から確認できます。
- ・「マイナポータル」で確認できない場合は、次の2枚のスライドのどちらかで確認をしてください。

給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

令和2年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与収入		主たる給与以外 の合算所得区分	総所得③	山林所得		課税標準額	税額控除前所得割額④		6月分	
給与所得			分離短期譲渡				税額控除額⑤		7月分	
その他の所得計	*****		分離長期譲渡				所得割額⑥		8月分	
			株式等の譲渡				均等割額⑦		9月分	
			先物取引				税額控除前所得割額④		10月分	
							税額控除額⑤		11月分	
							所得割額⑥		12月分	
							均等割額⑦		1月分	
							特別徴収税額⑧		2月分	
							控除不足額⑨		3月分	
							既充当額⑩		4月分	
							既納付額⑪		5月分	
							差引納付額(⑧-⑪-⑨,⑩)			
							変更前税額⑫			
							増減額(⑧-⑫)	*****		
							変更月			

令和2年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額決定・変更通知書(納税義務者用)

受給者番号 ***** 氏名 ***** 指定番号 *****

住 所 ***** 宛名番号 *****

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 枚方市役所 市民生活部 税務室 市民税課 電話(072)841-1221(代表) FAX(072)841-3039
 (東面) 矢印の方向にゆっくりと回って開いてください。

課税標準額

調整控除の額は市民税課(072-841-1353)にお問い合わせください。

4. 制度の詳細について

① 年収について（年収と課税標準額等との比較）

年収のめやす

590万円未満
800万円未満
910万円未満
910万円以上

こちらで補助金が決まります。

課税標準額×6%－市町 村民税の調整控除の額

154,500円未満
251,100円未満
304,200円未満
304,200円以上

4. 制度の詳細について

②子どもの人数について

- ・ 本人を含む
- ・ 同じ保護者が扶養
- ・ 19歳以上である場合は、国公立の大学、短期大学、専修学校、専門学校などに在籍していること
- ・ 浪人生については、高校卒業後1年間に限る
- ・ 大学院、海外の学校は対象外 など

4. 制度の詳細について

③ 支援期間等について

- ・ 最大36月（通信制高校の場合は48月）
- ・ 入学時に適用された制度が卒業まで適用
- ・ 所得の判定は毎年行います。
- ・ 単位制高校については、通算74単位が上限

4.制度の詳細について

④単身赴任世帯について

保護者のうち1人が単身赴任の場合で、勤務先が発行する証明書により、会社の命令によりやむを得ず他府県に在住していることが確認できる場合は、補助対象となります。

なお、会社の代表者や自営業の場合は、対象ではありません。

4.制度の詳細について

⑤補助金や授業料の振込等について

補助金は学校へ振り込まれます。

授業料を納付する時期などの**詳細は進学
予定の高等学校等に確認**してください。

5.大阪府育英会について

- ・「入学時増額奨学資金」と「奨学資金」の2種類
- ・無利子 ・返還義務あり
- ・「予約募集」と「在学募集」の2種類の募集
- ・入学時増額奨学資金については、**予約募集時のみ申し込み可能**（例年9月頃に在籍している中学校より案内）
- ・奨学資金（授業料や必要な経費等）については、進学後も申し込み可能（在学募集）
- ・申し込み後、辞退することも可能

6. 個別の相談について

進路選択支援相談窓口の紹介(枚方市)

1. 相談窓口

枚方人権まちづくり協会 毎週 火曜日(祝日を除く)

午後1時～午後5時 及び 午後6時～午後8時

TEL 072-844-8788 FAX 072-844-8799

2. 場所

サンプラザ1号館 5階(枚方市駅下車60m)

3. 相談方法

面談または電話による相談(要予約)